

久喜市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

久喜市職員の扶養手当に関する規則（平成２２年久喜市規則第５１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第９条」を削る。

第２条を次のように改める。

（届出）

第２条 新たに条例第８条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

２ 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第３条の見出しを「（認定）」に改め、同条中「前条」を「前条第１項」に、「条例第８条第２項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき扶養手当の額を決定」を「その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定」に改め、同条に後段として次のように加える。

同条第２項に規定する場合においても、同様とする。

第４条を次のように改める。

（支給の始期及び終期）

第４条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第８条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第２条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされ

たときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事案が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（扶養親族の範囲等）

第5条 条例第8条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者は、次に掲げる者を含まないものとする。

（1） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

（2） 年額130万円以上又は月額108,334円以上の恒常的な所得（給与所得、事業所得、不動産所得その他継続的に収入のある所得をいう。）があると見込まれる者

（3） 雇用保険等の給付金を日額3,612円以上受けている者

- 2 前項第2号に規定する所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

- 3 条例第8条第2項5号に規定する重度心身障害者とは、心身の障がいの程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

扶養親族届

年 月 日提出

久喜市長 様	所属部課			
	職名		氏名	

久喜市職員の扶養手当に関する規則第2条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

扶養親族 の氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	年収額 (種別)	異動 年月日	届出の事由

記入上の注意

- 1 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得その他継続的に収入のある所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入してください。
- 2 扶養手当の受給対象となる扶養親族は、次の続柄に当たる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている方です。
 - ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫
 - ・満60歳以上の父母及び祖父母
 - ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - ・重度心身障害者（終身労務に服することができない程度にある者）ただし、上記の者であっても、次に該当する方は扶養親族の対象にはなりません。
 - ・年額130万円以上の恒常的な所得が見込まれる方
 - ・月額108,334円以上の恒常的な所得が見込まれる方
 - ・雇用保険等の給付金を日額3,612円以上受けている方
- 3 届出の事由欄には、次のいずれかの事由を記載してください。
 - ・扶養手当の支給を受ける事実の生じた事由（婚姻、出生、離職、満60歳以上等）
 - ・扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（満22歳以上、離婚、死亡、就職等）